

令和8年度（2026年度） 町民税・県民税申告の手引き
(抜粋)

1 所得金額 (令和7年1月1日から令和7年12月31日まで)

営業等	製造業、建設業、販売業、飲食業、サービス業、外交員、集金人、大工などから生じる所得
農業	農産物の生産、果樹栽培、農家が兼営する家畜の育成などから生じる所得
不動産	貸家、貸事務所、地代などの賃貸料、不動産貸付の権利金・礼金などの所得
利子	公社債や預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配金に係る所得
配当	株式の配当、証券投資信託の収益の普通分配金、協同組合などの剰余金の分配などの所得 収入金額:源泉徴収税額が差し引かれる前の金額 必要経費:株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子 なお上場株式等に係る配当（所得説 15.315%、住民税 5%が源泉徴収されたもの）に関しては、申告不要となっていますが申告することもできます。 申告された場合は合計所得金額に算入されますのでご注意ください。 配当割額控除額欄には引き落とされた住民税額を記入してください。
給与	俸給、給料、賃金、歳費、および賞与などの所得（前年中の総支払額で税金などを差し引く前の金額）で、源泉徴収票の添付が必要です。 給与所得金額は、『給与所得金額計算表』で算出してください。 特定支出控除のある方は、所定の明細書及び支出の証明書を添付のうえ申告をしてください。
公的年金等	公的年金（厚生年金・国民年金・各共済組合の年金・恩給（一時恩給除く）等）による収入で源泉徴収票の添付が必要です。 公的年金等の所得金額は、『公的年金等の所得金額計算表』で算出してください。
その他もの	互助年金、生命保険契約等に基づく年金、原稿料、講演料、放送謝金、シルバー人材センターからの配分金などによる所得で、他のいずれにも該当しない所得。個人年金などは掛け金を必要経費として差し引くことができます。詳しくは生命保険会社等の支払証明書を参考にしてください。また、原稿料・講演料などは各項目ごとに、必要経費（交通費、資料作成費等）を差し引いてください。
総合課税の譲渡	土地建物以外の資産（営業権、車両、ゴルフ会員権、機械器具など）の譲渡による所得 取得の日以後保有期間が5年以下の場合は短期譲渡所得、5年を超える場合は長期譲渡所得となります。 各資産ごとに収入から必要経費（取得費、譲渡費用）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。
一時	生命保険の満期返戻金、懸賞当選金などのような一時的な所得 保険会社等が発行する支払証明書を参考に、各契約ごとに収入（受取金額）から必要経費（掛け金）を差し引き、その合計額から特別控除額（上限50万円）を差し引いてください。

○給与所得金額計算表

給与収入金額	給与所得金額
～ 650,999円以下	0円
651,000円以上 ～ 1,900,000円以下	収入金額 - 650,000円
1,900,001円以上 ～ 3,600,000円未満	収入金額* × 70% - 80,000円
3,600,000円以上 ～ 6,600,000円未満	収入金額* × 80% - 440,000円
6,600,000円以上 ～ 8,500,000円未満	収入金額 × 90% - 1,100,000円
8,500,000円	6,500,000円
8,500,001円以上 ～	収入金額 - 1,950,000円 - 所得金額調整控除

※表のうち、*印の欄については、給与収入金額を4000で割り、小数点以下を切り捨てた額に4000を乗じた額を給与収入金額として計算します。

●所得金額調整控除について

対象者	
収入金額が850万円以上で、次の①～④のどれかに該当する方が対象です。	
① 本人が特別障害者。 ② 23歳未満の扶養親族がいる。 ③ 特別障害者である同一生計配偶者がいる。 ④ 特別障害者である扶養親族がいる。	
控除額	
給与収入金額	所得金額調整控除 ※小数点以下端数は切り上げ
8,500,001円以上 ～ 10,000,000円以下	(収入金額 - 8,500,000円) × 10% (最大15万円)
10,000,001円以上 ～	150,000円

○公的年金等の所得金額計算表

(公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が1,000万円以下の場合)

年齢区分	公的年金等の収入金額の合計	公的年金等の所得金額
65歳未満 (昭和36年1月2日以後生まれ)	130万円未満	収入金額 - 600,000円*
	130万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円*
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円*
	770万円以上1千万円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円*
	1千万円以上	収入金額 - 1,955,000円*
65歳以上 (昭和36年1月1日以前生まれ)	330万円未満	収入金額 - 1,100,000円*
	330万円以上410万円未満	収入金額 × 0.75 - 275,000円*
	410万円以上770万円未満	収入金額 × 0.85 - 685,000円*
	770万円以上1千万円未満	収入金額 × 0.95 - 1,455,000円*
	1千万円以上	収入金額 - 1,955,000円*

※計算上、マイナスが出れば0円になります。

※遺族年金・障害年金等は非課税所得ですので金額には含めないでください。

※公的年金等以外の所得の合計所得が1千万円超2千万円以下の場合、表中、*印の金額から10万円マイナスする。

※公的年金等以外の所得の合計所得が2千万円超の場合、表中、*印の金額から20万円マイナスする。

●給与所得と公的年金等の所得の双方を有する場合の調整措置

給与所得金額及び公的年金等の所得金額の合計額から10万円を控除した残額を、給与所得金額から控除する。

対象者
給与所得と公的年金等の所得の双方を有し、その合計金額が10万円を超える方
控除額の計算方法
公的年金等の所得金額＊ + 給与所得金額＊ - 100,000円 = 給与所得から控除できる調整金額

※表のうち、＊印の欄については、10万円が上限となり、10万円を超える場合には10万円として計算します。

2 所得から差し引かれる金額

雑損控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族（総所得金額等が 58万円以下）が令和 7 年中に災害・盗難・横領などにより住宅や家財などに損害を受けた場合に控除されます。※証明書等添付</p> <p>① (損失額－保険金等による補てん額) – (総所得金額等の合計額 × 10%)</p> <p>② 災害関連支出の金額－5万円</p> <p>①か②のいずれか多い方の金額</p>										
医療費控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和 7 年中に医療費を支払った場合。※明細書添付 ※控除の限度額は200万円</p> <p>控除額 = (支払った医療費の額－保険金等で補てんされる額) – (10万円又は総所得金額等の合計額の 5%のいずれか少ない方の金額)</p> <p>※セルフメディケーション税制を選択する場合、OTC医薬品の購入費が12,000円を超えた場合に控除が受けられます。控除の限度額は88,000円。</p> <p>(セルフメディケーション税制控除を受ける場合、通常の医療費控除は受けられません。)</p>										
社会保険料控除	<p>あなたやあなたと生計を一にする配偶者、その他の親族のために令和 7 年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料、その他の社会保険料等がある場合に全額控除されます。※領収書等提示（国民年金保険料は証明書等の添付が必要です）</p> <p><u>※配偶者やその他の親族の年金から差し引かれた国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料や給与から差し引かれた社会保険料は控除対象外となります。</u></p>										
小規模企業共済等掛金控除	<p>あなたが令和 7 年中に支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金、確定拠出年金法に基づく年金加入者掛金がある場合に全額控除されます。</p> <p>※支払った掛金額の証明書添付</p>										
生命保険料控除	<p>あなたやあなたの配偶者、その他の親族を受取人とする一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料を令和 7 年中に支払った場合、支払った保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に区分して計算し合計します。（合計の限度額 70,000円）</p> <p>平成23年12月31日以前に締結した保険契約等は、下記の旧契約の表で計算し、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等と介護医療保険料は下記の新契約の表で計算します。</p> <p>※控除証明書を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新契約の一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料：すべてのもの ・旧契約の一般生命保険料：一契約 9,000円を超えるもの <p>◆新契約（平成24年1月1日以後締結分・介護医療分）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>支払った保険料の金額</th> <th>生命保険料控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>支払った保険料の金額</td> </tr> <tr> <td>12,001円～32,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円</td> </tr> <tr> <td>32,001円～56,000円</td> <td>支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>一律 28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	12,000円以下	支払った保険料の金額	12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円	32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円	56,001円以上	一律 28,000円
支払った保険料の金額	生命保険料控除額										
12,000円以下	支払った保険料の金額										
12,001円～32,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 6,000円										
32,001円～56,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 14,000円										
56,001円以上	一律 28,000円										

◆旧契約（平成23年12月31日以前締結分）

支払った保険料の金額	生命保険料控除額
15,000円以下	支払った保険料の金額
15,001円～40,000円	支払った保険料の金額 × 1/2 + 7,500円
40,001円～70,000円	支払った保険料の金額 × 1/4 + 17,500円
70,001円以上	一律 35,000円

※合計適用限度額は、70,000円です。一般の生命保険料または個人年金保険料について、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、それぞれ上記のとおり計算した合計額（上限 28,000円）が控除額となります。

↓生命保険料控除計算表

一般	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	(最高 28,000 円) ① 円	計 (①+②)	(最高 28,000 円) ③
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	(最高 35,000 円) ② 円	②と③の 大きい方金額	□ 円
個人 年金	新保険料を上記の新契約の表で計算した金額	(最高 28,000 円) ③ 円	計 (④+⑤)	(最高 28,000 円) ⑥ 円
	旧保険料を上記の旧契約の表で計算した金額	(最高 35,000 円) ④ 円	⑤と⑥の 大きい方の金額	□ 円
介護 医療	保険料を上記の新契約の表で計算した金額			
※生命保険料を一般分、個人年金分、介護医療分に分けて この表で計算し、□の金額を申告書に記入してください。			生命保険料控除額 (イ+ロ+ハ) (最高 70,000 円)	□ 円

あなたが火災保険・損害保険契約等の地震損害部分について令和7年中に支払った保険料がある場合に控除されます。※証明書添付

短期損害保険料控除は廃止されました。次のすべての条件にあてはまる長期損害保険契約に基づいて令和7年中に支払った保険料がある場合には経過措置があります。

※経過措置の対象となる旧長期損害保険料

- ①平成18年12月31日までに締結した契約
- ②満期返戻金のあるもので保険期間又は共済期間が10年以上の契約
- ③平成19年1月1日以後にその損害保険契約等の契約を変更していないもの

	保険料金額	控除額
A 地震保険料 整除	50,000円以下	地震保険料の金額 × 1/2
	50,001円以上	25,000円
B 旧長期損害保険料 (経過措置に該当)	5,000円以下	保険料の金額
	5,001円から15,000円まで	保険料の金額 × 1/2 + 2,500円
	15,001円以上	10,000円
AとBの両方		A及びBで求めた金額の合計 限度額 25,000円

※長期損害保険契約が地震保険料控除の損害保険契約に該当するときは、いずれか一方の保険料のみが控除対象となります。

あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円以下である場合に控除が受けられます。

(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)

◎配偶者控除額換算表

納税者本人の合計所得	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
一般（70歳未満）	330,000円	220,000円	110,000円
老人（70歳以上）	380,000円	260,000円	130,000円

障害者に該当する場合は、障害者控除の欄を参照。

※配偶者のマイナンバーを記入してください。

あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の合計所得金額が58万円超133万円以下である場合に控除が受けられます。

(他の所得者の扶養親族とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)

◎配偶者特別控除額換算表

配偶者の合計所得	納税者本人の合計所得		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
580,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円

※配偶者のマイナンバーを記入してください。

あなたと生計を一にする親族のうち、令和7年中の合計所得金額が58万円以下の方がいる場合に控除されます。（他の所得者の扶養親族とされている方、16歳未満の扶養親族、青色専従者、白色専従者を除く）

区分	控除額	該当者
一般扶養親族	330,000円	平成22年1月1日以前に生まれた方で下記に該当する方を除く
特定扶養親族	450,000円	平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方
老人扶養親族	380,000円	昭和31年1月1日以前に生まれた方（満70歳以上）
同居老親等	450,000円	老人扶養親族のうち、あなたやあなたの配偶者の（祖）父母等で同居している方

障害者に該当する場合は、障害者控除の欄を参照。

※被扶養者のマイナンバーを記入してください。

あなたと生計を一にする親族のうち、平成22年1月2日以後に生まれた方で、令和7年の合計所得金額が58万円以下の場合。

(他の所得者の扶養親族等とされている方、青色専従者、白色専従者を除く)

※平成24年度から16歳未満の方の扶養控除は廃止になりました。ただし、町民税・県民税の非課税の判定等に必要となります。また、障害者である場合、障害者控除の対象になります。障害者控除については、障害者控除の欄を参照。

16歳未満の扶養親族

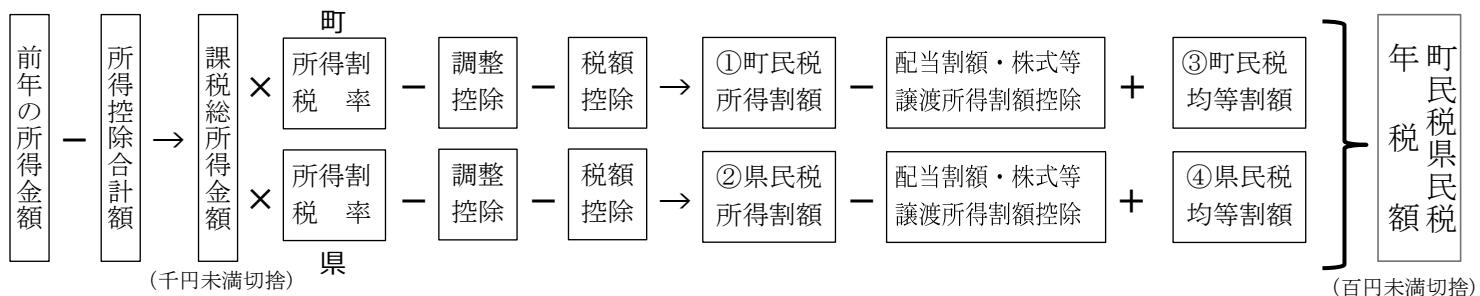
特定親族特別控除	あなたと生計を一とする親族のうち、平成15年1月2日から平成19年1月1日までに生まれた方で、令和7年中の合計所得金額が58万超から123万円以下の場合。 ※扶養控除の対象外になるため、税法上の扶養親族には該当しません。	
	扶養親族の合計所得金額	納稅義務者の控除額
	580,000円超 950,000円以下	450,000円
	950,000円超 1,000,000円以下	410,000円
	1,000,000円超 1,050,000円以下	310,000円
	1,050,000円超 1,100,000円以下	210,000円
	1,100,000円超 1,150,000円以下	110,000円
	1,150,000円超 1,200,000円以下	60,000円
	1,200,000円超 1,230,000円以下	30,000円

障害者控除	あなたの控除対象配偶者、その他の扶養親族が障害者である場合に控除されます。	
	区分	該当者
	①普通障害	身体障害者手帳3～6級、療育手帳B級、精神障害者保健福祉手帳2級以下など
	②特別障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳A級、精神障害者保健福祉手帳1級など
	③同居特別障害	特別障害のうち、あなたやあなたと生計を一にする親族のいずれかと同居している方
	※手帳の提示が必要です。郵送の場合はコピーを添付してください。	
	寡婦控除	該当者
	①	あなたが夫と離婚した後再婚していない方で、子以外の扶養親族があり、合計所得金額が500万円以下の場合
	②	あなたが夫と死別した後再婚していない（または夫の生死が不明な）方で、合計所得金額が500万円以下の場合
	※事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外。	
本人控除	ひとり親控除	該当者
		あなたが夫または妻と死別・離婚した後再婚していない（または夫または妻の生死が不明な）方で、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子）があり、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下である場合
		あなたが未婚のひとり親で、生計を一にする子（総所得金額等が58万円以下で、他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない子）があり、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下である場合
	※事実上婚姻関係と同様の事情があると認められる人がいる場合は対象外。	
障害者控除	あなたが上記障害者控除欄の①②と同じである場合。	
勤労学生控除	該当者	控除額
	あなたが学生・生徒で令和7年中の合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与所得等以外の所得が10万円以下である場合。※学生証等の証明書の添付が必要です（郵送時はコピーを添付）。	270,000円

基礎控除	あなたの合計所得金額が2,500万円以下の場合に控除が受けられます。	
	合計所得	控除額
	～24,000,000円	430,000円
	24,000,001円～24,500,000円	290,000円
	24,500,001円～25,000,000円	150,000円
	25,000,001円～	0円

3 税額の計算方法、税率

町民税・県民税の税額は、均等割額と所得割額の合計額です。均等割額は定額で、所得割額は前年中の所得金額に応じて次の図式によって計算します。



《町民税・県民税の税率》

(1) 均等割

町民税 3,000 円

県民税 1,400 円

森林環境税（国税）1,000 円

※県民税 1,400 円のうち 400 円は「森林（もり）づくり県民税」になります。

※令和 6 年度から均等割と併せて、森林環境税（国税）を徴収しています。

(2) 所得割

$$\text{課税総所得金額} \times \text{税率} = \text{所得割額}$$

$$\text{町民税率 } 6\% \quad \text{県民税率 } 4\%$$

《税額控除》

○配当所得（利益、配当等）に対する税額控除率

課税総所得金額	町民税	県民税
1,000万円以下	1. 6%	1. 2%
1,000万円を超える場合その超える部分	0. 8%	0. 6%

配当所得金額×税額控除率=配当控除額
私募証券投資信託等の場合は率が異なります。

○住宅借入金等特別税額控除

(1) 対象者

平成21年から令和7年までに入居し、所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている方のうち、所得税から控除しきれない控除額がある方（平成19年・20年に入居した方は対象外）

(2) 控除される金額

以下の区分において、(1)と(2)のいずれか小さい金額が住民税から控除されます。

- (1) 前年分の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
- (2) 前年分の所得税の課税総所得金額等の5%または7%（次の表のとおり）

居住開始年	控除限度額
平成26年3月以前	所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）
平成26年4月～令和3年12月 ※1	所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円）※2
令和4年～令和7年	所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円）

※1 平成26年4月から令和3年末までに入居し、かつ、所得税率が8%または10%の場合に限ります。

※2 令和4年末までに「特別特例取得」に該当する住宅に入居した方は、※1の条件を満たす場合と同じ控除限度額となります。

※年末調や確定申告をされると申告は不要です。

※住宅の種類によって控除期間が異なります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

○寄付金税額控除

控除額=①と②の合計額

- ① 基本分 町民税分（寄附金額-2千円）×6%
県民税分（寄附金額-2千円）×4%
- ② 特例分 （寄附金額-2千円）×（90%-所得税の税率（復興特別所得税を含む））
町民税分：上記金額の3/5
県民税分：上記金額の2/5

※②は地方公共団体等へ寄附した場合のみで、所得割額の20%が上限

《配当割額・株式等譲渡所得割額控除》

配当割額・株式等譲渡所得割額に対して、町民税は3/5を、県民税は2/5を乗じたものをそれぞれの所得割から控除します。

《調整控除》

平成 19 年度から、税源移譲に伴い生じる所得税の人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差に基づく税負担増を調整するため、住民税所得割額から一定の額を控除します。

(1) 合計課税所得金額が 200 万円以下の場合

次の①②のいずれか少ない金額の 5%（町民税 3%、県民税 2%）を控除

① 人的控除額の差の合計額

② 合計課税所得金額

(2) 合計課税所得金額が 200 万円超の場合

（人的控除額の差の合計額 - (合計課税所得金額 - 200 万円)）の 5%（町民税 3%、県民税 2%）を控除

※この金額が 2,500 円未満の場合は 2,500 円とします。

(注) 「合計課税所得金額」とは、所得控除後の課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額で、課税長期譲渡所得金額等の分離課税に係る課税所得金額は含まれません。

所得税と住民税の人的控除額 単位：円

所得控除		所得税	住民税	差額
納稅義務者の所得金額				
配偶者控除	配偶者	900万円以下	380,000	330,000
		900万円超 950万円以下	260,000	220,000
		950万円超 1,000万円以下	130,000	110,000
	老人配偶者	900万円以下	480,000	380,000
		900万円超 950万円以下	320,000	260,000
		950万円超 1,000万円以下	160,000	130,000
配偶者特別控除	配偶者特別控除	900万円以下	380,000	330,000
			360,000	330,000
		900万円超 950万円以下	260,000	220,000
	配偶者特別控除	950万円超 1,000万円以下	240,000	220,000
		950万円超 1,000万円以下	130,000	110,000
			120,000	110,000

所 得 控 除		所 得 税	住 民 税	差 頓
扶 養 控 除	一 般 扶 養	380,000	330,000	50,000
	特 定 扶 養	630,000	450,000	180,000
	老 人 扶 養	480,000	380,000	100,000
	同 居 老 親 等	580,000	450,000	130,000
障害者控除	普 通 障 害	270,000	260,000	10,000
	特 別 障 害	400,000	300,000	100,000
	同居特別障害	750,000	530,000	220,000
寡婦・ひとり親控除	寡婦・ひとり親（父）	270,000	260,000	10,000
	ひとり親（母）	350,000	300,000	50,000
勤 劳 学 生 控 除		270,000	260,000	10,000
基 础 控 除	(合計所得 2,400 万円以下)	480,000	430,000	50,000
	(合計所得 2,400 万円超 2,450 万円以下)	320,000	290,000	
	(合計所得 2,450 万円超 2,500 万円以下)	160,000	150,000	

※税源移譲時の控除額を適用するため、現在の控除額と一致していない場合があります。